

第18回

南丹市都市計画審議会

議事録

1. 開催日時	令和3年11月11日(木) 午前10時00分から午前11時30分
2. 開催場所	南丹市国際交流会館 3階 第2会議室、第3会議室
3. 議案	1ページ
4. 資料	別添 資料一式
5. 委員の出席状況	2ページ
6. 説明員及び関係職員	3ページ
7. 議事顛末	4ページ

1. 審議案件

説明 区分	議案 番号	件 名	概 要
	1	南丹市都市計画マスター プランの改訂について	

委員の出席状況

全委員数 19名
 出席委員数 18名
 欠席委員数 1名

- 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項に基づく委員

《学識経験者》

やまぐち 山口	ひとし 均	学校法人二本松学院 理事	出
やまうち 山内	あきら 明	学識経験者	出
いけがみ 池上	こういち 幸一	学識経験者	出
うえだ 上田	じゅんじ 純二	南丹市農業委員会会長	出
のなか 野中	けんいち 健一	一級建築士	出
ひぐち 樋口	たかし 孝司	西日本旅客鉄道株式会社 園部駅 地区駅長	出

《市議会議員》

たにじり 谷尻	のぶお 宣雄	南丹市議会議長	出
にしむら 西村	よしたか 好高	南丹市議会総務常任委員長	出
たにじり 谷尻	まさし 昌史	南丹市議会産業建設常任委員長	出

- 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第2項に基づく委員

《関係行政機関》

きむら 木村	よしじ 義二	南丹市教育長	出
-----------	-----------	--------	---

《京都府関係》

ひろせ 廣瀬	ひでき 秀樹	京都府南丹広域振興局地域連携・振興部長	出
かたおか 片岡	よしゆき 芳幸	京都府南丹広域振興局建設部長 京都府南丹土木事務所長	出
あつち 厚地	のぶあき 信昭	京都府南丹警察署長	出

《市 民》

いじり 井尻	ゆういち 祐一	公募	出
いぬいし 犬石	けいいち 圭一	公募	出
まえだ 前田	としみち 利通	公募	出
まつもと 松本	じゅんいちろう 純一郎	公募	出
よしだ 吉田	たかのぶ 孝信	公募	出
わつじ 和辻	たけと 雄仁	公募	欠

説明員及び出席職員

南丹市長

西村 良平

・説明員

南丹市土木建築部長

中島 亮

〃 〃 都市計画課長

藤林 裕

・事務局

南丹市土木建築部長

中島 亮

〃 〃 都市計画課長

藤林 裕

〃 〃 都市計画課参事

松本 純一

〃 〃 〃 課長補佐兼計画係長

山下 剛

〃 〃 〃 計画係 主事

木村 幸裕

〃 〃 〃 〃 主事

荒木 將吉

発 言 者	発 言 内 容 等
(1) 開会	
事務局 (中島部長)	<p>お待たせいたしました。定刻でございますので、ただ今から第18回 南丹市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会を務めさせていただきます、土木建築部長の中島でございます。よろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、委員の皆様方には何かとご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>最初に、委員の皆様にお断りをさせていただきます。</p> <p>本日の審議会につきまして、会議録を作成するにあたり録音・写真撮影等をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、南丹市では環境資源抑制の観点から、ペットボトル飲料等の提供を取り止めることとなりました。委員の皆様方におかれましてはこの趣旨をご理解いただきますとともに、今後の都市計画審議会をはじめ市開催の会議や審議会にご出席の際にはマイボトル等をご持参いただければありがたく存じますので、よろしくお願い申し上げます。</p>
(2) 職員等紹介	
事務局 (中島部長)	<p>それでは審議会の開催にあたりまして、本日出席しております理事者及び事務局であります都市計画課の職員を紹介させていただきます。</p> <p>西村 良平 南丹市長でございます。</p> <p>土木建築部都市計画課 課長 藤林でございます。</p> <p>都市計画課 参事 松本でございます。</p> <p>都市計画課 課長補佐 山下でございます。</p> <p>都市計画課 主事 木村でございます。</p> <p>都市計画課 主事 荒木でございます。</p> <p>それでは、本日の出席状況を報告させていただきます。</p> <p>本日18名の委員の出席をいただいております。南丹市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の総数の過半数の出席があり、要件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。</p>
(3) 市長あいさつ	
事務局 (中島部長)	<p>それでは、ただいまから開会させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、西村市長からごあいさつを申し上げます。</p>
西村市長	<p>開会にあたりまして一言御礼、またお願いのごあいさつをさせていただきますと思います。</p> <p>だいぶ気温も季節相応の寒さになってまいりました。皆様方にはそれぞれお忙しいなか、色々なお立場をお持ちのなか、このように都市計画審議会にご出席を頂きまして誠にありがとうございます。また2年に1度委員の交代という事で、引き続いてほとんどの方にお世話に</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
西村市長	<p>なっておりますが、新たに6名の委員さんをお迎えして審議会を構成いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>今日、車をどこに停めるかとウロウロされた方もおられたかと思いますが、最小限の大きさの庁舎を建てていく。防災の拠点であり、また窓口を一定分散しているものを整理した最小限の庁舎という事で工事が始まりまして、来客用の駐車場があちこちに分散してご迷惑をお掛けしておりますことお詫び申し上げたいと思います。</p> <p>さて、昭和45年頃に都市計画法が制定されまして、南丹市域でも線引きがされました。美山・日吉は都市計画区域外ですが、八木・園部については市街化区域と市街化調整区域の2種類の土地が出来たという事がございます。当時は東京オリンピックも終わって日本が高度成長期でどんどん発展している中で無秩序な開発も防ぎながら、しっかりした食料生産も維持し、という状況の中で本当に土地を計画的に利用していかないといけないという事で都市計画の線引きがなされましたが、当時と比べて農業の様子も相当変わりましたし、都市の状況も変わりました。人口がどんどん減っていく中で「スモールタウン」・「コンパクトシティ」という言葉も出てきております。この南丹市域でも念願の京都縦貫道ができ、JR嵯峨野線も今後綾部方面まで複線化をしてほしい訳ですが、とりあえず園部までは複線化がなされたという事で、産業の動きなども活発になってくる中で、過去の都市計画法の線引きが私自身極めて、国全体で考えなおしていかないと、人口減少の中で交通インフラを中心としたエリアがしっかりと開発でき、また農山村を守っていけるようにしないと非常に空洞化をしています。少子高齢化で空き家だらけになっている中で周辺地域も守っていけるような政策誘導なり法的な整備がこれから非常に重要になってくると思います。</p> <p>そのような中で、南丹市の都市計画もまちづくりの大きな流れの中で位置づけていきたいという事で、今日お越しの皆様方の審議会というのは南丹市の将来を左右する非常に大切な会議であると思っています。特に私は人口減少、3万人を切るのが目の前に迫ってきている状況の中で、全国的に人口減少、これを増やすことは中々難しいですがやはり急激に人口が減少しますと色々な世の中のハレーション、地域が成り立たなくなるといった状況になりますので、緩やかに人口が維持できる。減少しても緩やかに維持できる状況が大切だろうと思っていますし、そういう意味では後ほど今後のスケジュールの中でもお示ししますが用途地域の変更や地区計画・生産緑地の課題、色々な都市計画に関わる課題などもこれから審議いただきながら、住む所と働く所をキッチリと確保していくという事で一定の開発に対する規制緩和もしていきたい。法に縛られている所ではありますが、法的にギリギリ許される範囲で規制を緩和していくことがこれからますます重要になっていくかと思っています。</p> <p>とりわけ地区計画の関係については、京都府にも相当ご指導を賜りまして、農村部でも新住民が住めるような計画的なまちづくり、そしてもう1つは、地区計画による新たな工業立地場所を何としても作っていききたいなど、1つずつ積み上げていききたいなど思っている所で</p>

発 言 者	発 言 内 容 等																				
西村市長	<p>ざいます。色々な取組みの中では農地法の課題と都市計画法上の課題がぶつかり合う部分も多くございますが、その中でも誰が考えてもやむを得ないという理屈や方針を作っていくながら京都府にもご指導をいただきながら取組みを進めてまいりたいと思っております。</p> <p>新光悦村ももう一杯になりました。問い合わせの電話を企業から頂きます。大きい土地だと10ヘクタールとか3ヘクタールありませんかと。この南丹市まででしたら企業も立地できるという地域であり、また、地価も比較的入手しやすい地域であるという事で需要も引き続いて期待できます。京都南部では本当に土地が不足している中で、しっかりと産業基盤と移住してもらえ、住宅を供給できる条件づくりを進めていく必要があると思っております。これから色々とお話させていただく内容の中でひとつ可能な条件づくりについてご審議を賜ればという思いでおりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>繰り返しになりますがお忙しい中皆様方には大変お世話になりますが、これから2年間どうぞよろしくお願ひいたします。</p>																				
（４）委任状交付・委員紹介																					
事務局 （中島部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは今回、第6期南丹市都市計画審議会の委員にご就任いただく皆様に市長より委任状の交付をさせていただきます。なお、時間の関係上、委任状は委員を代表してお1人の方に会場前方で交付させていただきます。その後、皆様のお名前を紹介し交付に代えさせていただきます。</p> <p>代表の方は市民公募で委員に就任頂きます松本 純一郎様にお願ひいたします。それでは松本様、会場前方へお進みください。</p>																				
【委嘱状交付】																					
事務局 （中島部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは委員の皆様をご紹介いたしますので、その場で一言ごあいさつを頂きたいと思っております。『都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項に基づく委員』で学識経験者及び市議会議員としてご依頼申し上げました9名の方でございます。</p> <table border="0" data-bbox="402 1478 1417 1859"> <tr> <td>学識経験者</td> <td>池上 幸一 様</td> </tr> <tr> <td>南丹市農業委員会 会長</td> <td>上田 純二 様</td> </tr> <tr> <td>一級建築士</td> <td>野中 健一 様</td> </tr> <tr> <td>西日本旅客鉄道株式会社 園部駅 地区駅長</td> <td>樋口 孝司 様</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td>山内 明 様</td> </tr> <tr> <td>学校法人二本松学院 理事</td> <td>山口 均 様</td> </tr> <tr> <td>南丹市議会 議長</td> <td>谷尻 宣雄 様</td> </tr> <tr> <td>同じく 総務常任委員長</td> <td>西村 好高 様</td> </tr> <tr> <td>同じく 産業建設常任委員長</td> <td>谷尻 昌史 様</td> </tr> </table> <p>続きまして『都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第2項に基づく委員』で関係行政機関もしくは京都府の職員としてご依頼申し上げました4名の方でございます。</p> <table border="0" data-bbox="402 2016 1417 2051"> <tr> <td>南丹市教育委員会 教育長</td> <td>木村 義二 様</td> </tr> </table>	学識経験者	池上 幸一 様	南丹市農業委員会 会長	上田 純二 様	一級建築士	野中 健一 様	西日本旅客鉄道株式会社 園部駅 地区駅長	樋口 孝司 様	学識経験者	山内 明 様	学校法人二本松学院 理事	山口 均 様	南丹市議会 議長	谷尻 宣雄 様	同じく 総務常任委員長	西村 好高 様	同じく 産業建設常任委員長	谷尻 昌史 様	南丹市教育委員会 教育長	木村 義二 様
学識経験者	池上 幸一 様																				
南丹市農業委員会 会長	上田 純二 様																				
一級建築士	野中 健一 様																				
西日本旅客鉄道株式会社 園部駅 地区駅長	樋口 孝司 様																				
学識経験者	山内 明 様																				
学校法人二本松学院 理事	山口 均 様																				
南丹市議会 議長	谷尻 宣雄 様																				
同じく 総務常任委員長	西村 好高 様																				
同じく 産業建設常任委員長	谷尻 昌史 様																				
南丹市教育委員会 教育長	木村 義二 様																				

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (中島部長)	<p>京都府南丹広域振興局 地域連携・振興部長 廣瀬 秀樹 様 同じく 建設部長兼京都府南丹土木事務所長 片岡 芳幸 様 京都府南丹警察署長 厚地 信昭 様</p> <p>続きますして市民公募により委員に就任いただきます5名の方でございます。</p> <p>井尻 祐一 様 犬石 圭一 様 前田 利通 様 吉田 孝信 様</p> <p>和辻 雄仁 様につきましては本日欠席されております。 以上の皆様方には席上に委嘱状をお配りしております。先ほど代表として交付させていただきました松本様と、第6期南丹市都市計画審議会委員19名の皆さままでございます。 委員の皆様方には本日より令和5年11月10日まで2年間お世話になります。よろしくお願いいたします。</p>
(5) 会長・副会長選任、常務委員選出、あいさつ	
事務局 (中島部長)	<p>それではお配りしております次第に基づき、進めさせていただきます。</p> <p>本日審議いただく事項につきましては、令和3年10月15日に西村市長から審議会会長に諮問させていただいております。審議に入ります前に資料の確認と差し替えをお願いしたいと思います。</p> <p>開催通知と合わせまして次第、議案書を送付させていただきましたが、皆様本日お持ちいただいておりますでしょうか。なお、次第につきましては、報告事項に変更がありましたので配布しております次第と差し替えをお願いします。</p> <p>それでは、審議に入ります前に協議事項として次第4 会長及び副会長の選任について、および、次第5 南丹市都市計画審議会常務委員会の設置について、一括して協議頂きたいと思っております。</p> <p>会長は南丹市都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によって選任し、副会長は会長が審議会の会議に諮って委員のうちから選任することとなっております。</p> <p>会長の選任につきましていかがいたしましょうか。委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>(事務局一任の声)</p> <p>今事務局に一任と声がありましたが、事務局から何か提案はありますか。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (藤林課長)	<p>失礼いたします。事務局案という事ですので提案させていただきます。学識経験者として選出させて頂いております二本松学院理事の山口 均様に会長をお願いしたいと思っておりますがいかがでございましょうか。</p> <p>(賛同の声)</p>
事務局 (中島部長)	<p>ありがとうございます。それではご異議もないようですので、山口委員には会長をお願いしたいと思います。山口委員は会長席へお移りください。</p> <p>続きまして副会長の選任について、会長が会議に諮り委員の内から選任することとなっております。山口会長、いかがいたしましょうか。</p>
山口会長	事務局から推薦をお願いします。
事務局 (藤林課長)	<p>それでは先ほど事務局からとお話がありましたので、山内 明委員に副会長としてお世話になりたいと思っておりますがいかがでしょうか。</p> <p>(賛同の声)</p>
事務局 (中島部長)	<p>ありがとうございます。</p> <p>それではご異議もないようですので山内委員に副会長をお願いしたいと思います。山内委員は副会長席にお移りください。</p> <p>それでは、山口会長に就任のあいさつをお願いしたいと思います。</p>
山口会長	<p>失礼いたします。</p> <p>今日は非常に良い天気でございます、久しぶりにこの国際交流会館を訪ねましたところ非常に景色が良いものでしたので、思わずカメラを取って写真を撮りました。この交流会館も30数年前、非常に活気のある園部のまちづくりの中で完成した中核施設という風に当時に思いをはせましたけれども、私も今までゼネコンであるとか、旧八木町役場や現在の二本松学院などの建築に携わってまいりましたが、先ほど市長さんのごあいさつでも言われていましたが、現在の都市計画法は昭和45年とおっしゃっていましたが、昭和43年に現在の都市計画法が出来て既に53年が経過しましたが、当時は商業でもありましたが「大きいことは良いことだ」とあったようにまだまだ発展していくのではないかといいながら制定された都市計画法ですけれども、市長様も言っておられました少子高齢化、そこへこのコロナ禍という事で我々の暮らしのあり方やまちづくりのあり方をこれから大きく見直すことを求められているのではないかと思います。そうした時に、この都市計画審議会の運営に携わらせていただく訳ですが、それぞれの立場を代表して参画をいただいている委員の皆様それぞれ貴重なご意見等を賜る中で、まちづくりに協力ができればと考えておりますのでどうかよろしくをお願いしたいと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (中島部長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、常務委員会委員については、南丹市都市計画審議会条例第7条第2項の規定により、会長及び委員のうちから会長があらかじめ指名する者となっており、定員は会長を含め4名以内となっております。</p> <p>山口会長いかがいたしましょうか。</p>
山口会長	事務局提案でお願いします。
事務局 (藤林課長)	<p>事務局から提案させていただきます。常務委員会につきましては、この本審議会ですべての会議を開くまでもない軽易な変更事項について、常務委員会にお諮りするものです。</p> <p>4名の方にお世話になりたいと思います。まず、山口会長様、山内副会長様、野中委員様、片岡委員様、以上4名の方にお世話になりたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(賛同の声)</p>
事務局 (中島部長)	<p>只今、異議なしの言葉を頂きました。指名されました皆様よろしくお願ひいたします。なお、都市計画審議会条例第7条第3項の規定により「常務委員会に委員長を置き、会長をもってこれに充てる」とありますので、山口会長には常務委員会委員長をお世話になりますがよろしくお願ひいたします。</p>
(6) 議案の審議	
事務局 (中島部長)	<p>それでは、議案の審議に移らせていただきます。南丹市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議の議長は会長が兼ねるとなっておりますので、山口会長よろしくお願ひいたします。</p>
山口会長	<p>失礼します。本日はご多忙の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。本日はお手元の次第にありますように審議事項が1件、報告事項が3件ございます。</p> <p>それでは、審議に入ります前に本日の審議会の議事を記録いたしますので、議事録署名人をお願いする委員お二人を指名させていただきます。</p> <p>谷尻宣雄委員と犬石委員にお願ひしたいと思います。</p>
議案第1号 南丹市都市計画マスタープランの改訂について	
山口会長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第1号 南丹市都市計画マスタープランの改訂について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局 (藤林課長)	<p>それでは失礼いたします。</p> <p>議案第1号 南丹市都市計画マスタープランの改訂についてご説明いたします。</p> <p>南丹市都市計画マスタープランにつきましては、本市の都市計画の基本的な方針を定めたものになりまして、平成23年度に策定したものでございます。</p> <p>このマスタープランは概ね20年先までの南丹市の都市計画、まちづくりの基本的な方針を定めたものになりまして、社会的経済情勢の</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (藤林課長)	<p>変化、または市政の施策等との相互調整や整合を図るために策定後概ね10年を目安に、中間年次として見直すこととしております。</p> <p>そこで、本市では平成30年から庁内関係課会議を経て各種団体あるいは有識者で構成されました南丹市都市計画マスタープラン策定委員会を設置させていただきまして見直し作業を行ってまいりました。</p> <p>見直し箇所につきまして、本審議会の案内と共に計画書を同封させていただいておりますが、ご覧の通り非常に膨大な数でありまして1つ1つ説明しますと非常に時間が掛かります。つきましては、計画の考え方あるいは方針に係る部分の見直し箇所を重点的に説明させて頂きたいと思っておりますのであらかじめご了承くださいと思います。</p> <p>今回の都市計画マスタープランの改訂では、ポイントが大きく6つございます。そのポイントについて、それぞれご説明いたします。</p> <p>既に郵送させていただきました資料の左上に現行計画からの主な変更内容と記載されましたA3の資料をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>都市計画マスタープランの第2章「将来目標の設定」において、上位計画であります南丹市の総合振興計画の改訂が既にごございました。その中で、冒頭の市長のあいさつでもありましたが、定住人口の促進を念頭においたスローガンや将来目標の設定を行っております。「つないで個性を磨く、誇りをもって住めるまち」から「つないで個性を磨く、住み続けたい・住んでみたいまち」と重点テーマを変更しまして、これを元に定住の促進を図っていききたいというものでありまして、改訂案の本編では19ページに記載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。</p> <p>次に、第3章ですが「まちづくりの基本方針」の中の土地利用の配置方針でございます。4ページをご覧ください。前面のスライドにもありますが、この図は、園部町・八木町の市街化区域にどのように土地利用を行うかを色分けしたものになりまして、配布しています資料とあわせて見て頂ければと思います。左の図面が現行のもので右側が改訂案になり、修正箇所は大きく4つになります。</p> <p>資料中央のポイントから説明いたします。まず、ポイント②の吉富駅西地区になります。これまで、この吉富駅西地区につきましては地元地権者が主体となって組合施行の土地区画整理事業が計画されておりましたが、市街化区域に編入され既に10年以上が経過しています。現状は事業が凍結されたまま、事業化の見通しは不透明なままであります。このような状況を解消する1つの手段としまして、積極的な市街化促進のために、これまでの住居系の宅地供給の方向性から住宅系土地利用と協調を図りながら、企業が立地可能なエリアとして土地利用計画を変更していこうというものでございます。</p> <p>次に2つ目がポイント③になります。八木町の市街化区域内の大藪や南広瀬、また吉富駅周辺で京都縦貫道のインターチェンジなどのアクセスなどが好条件になるエリアにおいては、住居系などの土地利用から企業立地が可能な産業振興ゾーンとして見直していくものでご</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (藤林課長)	<p>ざいます。</p> <p>ポイント④につきましては、現在、市街化調整区域の園部町城南町の北部区域、また八木町の八木東インターチェンジ付近の区域になります。今回の改訂で将来的に市街化区域の編入予定箇所を追加した箇所でもありまして、今後積極的に都市的土地利用を図ろうとするものであります。これは本市の企業誘致の適地調査が実施された場所でもありまして、市街化区域に隣接しており、今後、農業振興との調和を図りつつ産業立地振興エリアとして土地利用の転換を進めていこうとするものでございます。</p> <p>以上の内容を文章的に表現したものがA3資料の2・3ページの修正点となります。</p> <p>次に5ページをご覧くださいと思います。土地利用の配置方針に関連しまして、土地利用の整備・誘導方策について、一部改訂をしております。</p> <p>先ほどのポイント④で説明しましたように、現在、市街化調整区域であっても市街化区域への編入を前提として企業の立地が見込める場合、即応的に開発ができるように都市計画法に基づく地区計画制度を活用して土地利用の誘導を図ろうとするものであります。通常、市街化調整区域から市街化区域に編入する場合には、京都府の権限になりますが、概ね5～8年に1度の見直しで、編入作業は、かなりの時間を要します。ここで申します地区計画制度を活用することによりまして、市街化調整区域から市街化区域への編入を待たず、暫定的に市街化調整区域でも企業の進出が可能となるものでございます。</p> <p>これらの事につきましては、改訂案本編の29～38ページに記載しておりますのでご確認くださいと思います。</p> <p>次に第5章「都市計画区域におけるまちづくりの実現化に向けて」のまちづくりのシナリオになります。資料6ページになります。</p> <p>こちらでは、都市交通のあり方について修正を行っております。これまでの説明でありましたように、八木町の八木東インターチェンジ付近、あるいは大藪・南広瀬エリアの都市的土地利用が進むことによりまして、八木町市街地の全体を接続・循環する都市交通サービスを将来的に検討する必要があるのではないかという事でその記述を追加したのになります。改訂案本編では93～97ページに記載しております。</p> <p>このような考え方を基に都市計画マスタープランの改訂を行ったところでございます。</p> <p>この計画につきましては、令和2年11月から令和3年7月にかけて市民の代表者あるいは学識経験者にお集まりいただき、南丹市都市計画マスタープラン策定委員会においてご審議いただき、改訂案として当審議会に提案させて頂いたものになります。特に、本計画改訂案につきましては令和3年5月17日から令和3年6月16日までの間、市民の皆様にはパブリックコメントを募集したところ6件のご意見を頂きました。</p> <p>主な内容につきましては定住人口の増加促進、あるいは企業立地誘導に関する意見がございました。それらの意見につきましては、今回</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (藤林課長)	改訂いたします都市計画マスタープランに可能な限り反映させていただき、策定委員会でもご報告申し上げて承認いただきました。 以上が都市計画マスタープラン改訂についての説明になります。ご審議賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。
山口会長	ただいま事務局から多岐に渡って説明がありましたが、事務局の提案につきましてご意見、ご質問などはございませんでしょうか。
前田委員	恐れ入ります。1ページのつないで個性を磨くという所で、交流人口を250万人から280万人へと目標にされていますが、この30万人の増加は具体的にどういう事を基に設定されたんですか。
事務局 (藤林課長)	失礼いたします。 その30万人の根拠につきまして本編では掲載しておりませんが、この数字につきましては、上位計画になります南丹市総合振興計画の目標を引用しております。
前田委員	具体的な説明ではないですね。
事務局 (藤林課長)	上位計画からの引用になりますので、申し訳ございませんが当都市計画では記載しておりません。ご了承いただきたいと思います。
山口会長	総合振興計画の中で策定されたからそれに従ったという事ですね。
事務局 (藤林課長)	はい。
山口会長	その他にご意見、ご質問等ございませんか。
西村委員	失礼いたします。説明ありがとうございました。私自身も議会の方で、この都市計画については質問させて頂いている中で、人口減少が著しい本市においては、都市計画法自体が必要なのかという事も申ししたこともあります。その中で、本市の場合は近畿圏整備法という法律の圏内に入っておりますので、線引きについては義務であるという状況で、綾部市や福知山市とも状況が違う中で線引きを維持しなければならないという状況でございます。 私自身はそれも見直していくべきかという思いの中で、国の方にももっと訴えていけたらと考えておりました。 その中で、今回のマスタープランの改訂というのは、本市におきましては企業誘致について先ほど市長が言っておられましたように、企業さんが来たいという意向はあっても用地がないという状況の中で、その可能性を広げるという改訂かと思っています。大変喜ばしい改訂かと思っていますので積極的に実現して頂きたい。絵に描いた餅にならないようにして頂きたいと思っています。 その中でお聞きしたいのは、例えば地区計画で、八木東インターチェンジ周辺や城南や園部のインターチェンジ付近で工場誘致をして頂けるような用地・適地を作っていくとなっているんですけども、地区計画という手段を使うんですが、これは市が主導となるのか、あくまでも民間企業が主導になって行政としてはそれを手助けしていくのか、誰が主体となってこれを具現化していくのかお聞きしたいと思います。

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (藤林課長)	先ほどの市街化調整区域の地区計画を策定する場合の事業主体についてですが、現状はこの都市計画マスタープランの中では、あくまでも条件整備になりまして、誰が事業主体となるのか、時期についても明記されておりません。ただ、このような条件整備を基に、出来れば民間主導となって進めて頂けるようにバックアップをしていきたいと思っています。その条件整備のためにこの地区区画制度を活用していきたいと思っています。
西村委員	民間主導ということで。今回はマスタープランの改訂でそこまで細かく載っていないし書く必要もないですが、この地区計画を策定していく中で、当然地権者並びに地元の同意が必要となってきますので、その辺りにつきましてしっかりと行政として、南丹市として民間が来ていただけるというお話があった場合には、連携して対応して頂きたいと思います。何度も言いますが絵に描いた餅にならないようにだけお願いしたいと思います。
事務局 (藤林課長)	重々心してかかりたいと思います。市街化調整区域について、市長からの話でもありましたが、農業振興地域など農業関係の法律がかなり厳しく張り付いていますので、都市計画は勿論ですが農業との調整も進めながら頑張りたいと思います。
山口会長	私からもひとつ申し上げさせていただきますと、都市計画行政の難しさというのは上から決めたまちづくりの案をいかに住民の方に理解していただけるか、いかに誘導していくかという事に尽きるかと思えます。今後、住民の方に啓蒙啓発をして頂くようによろしく願いをしたいと思えます。 他にこの議案につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
池上委員	失礼します。審議委員会に初めて参加させて頂いて、策定委員会で話は聞いてきたんですが、私自身が心配している事がありまして。交通体系の整備というのが6ページにありますけれども、交通体系の整備をして地域の特性に相応しい交通サービスの確保という事で、定住促進をするために一番大事な公共機関の充実が重要課題に挙げられていると思うんですが、何カ月か前に新聞紙上にJR西日本が間引き運転をするという報道がありました。これが現実になるとこの計画は定住促進で公共機関の充実というのが根底から崩れると私自身心配しております。 南丹市民のアンケート調査でも住みにくい理由の1つに「鉄道・バスが不便」と回答した方が56.2%もある。その中で鉄道が間引きされて、これはJR西日本の経営方針かと思えますが、そういう事が実際に行われるとこの計画は、非常に狂いが生じてしまうと私自身非常に心配しております。その辺りについて決まったことではないとは思いますが、今後どう考えていかれるのかをお聞きしたいと思えます。
事務局 (藤林課長)	既にコロナ禍で、かなり高速交通網等の課題が出てきているのは、私どもも承知しております。また、新聞等でもJRだけでなく私鉄につきましても、間引きや昼間の本数減少なども報道されていますが、それにつきましては2市1町、亀岡市・南丹市・京丹波町、また北部の綾部市・福知山市も含めてですが、そういう沿線の市町が要望活動

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (藤林課長)	<p>をされている事は承知しております。</p> <p>今私たちが答弁できるのはそれくらいですが、今後の推移を見守りながら検証を進めていきたいと思っております。</p>
池上委員	<p>南丹市だけの問題ではないと思っておりますが、亀岡市や福知山市もそうですが、市と連携して、そういう事が実際にあってはならないと思うので、今後20年後の定住促進を考えた時に是非努力していただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
谷尻(宣)委員	<p>只今、池上委員からご質問がありましたJRの減便の件ですが、これを議会としても重く受けとめまして、定例会において決議をしてJR西日本京都支社へ行き、要望を出させていただいています。先ほどありましたようにJR西日本の経営状況など色々と聞かせて頂いていますが、新型コロナウイルスの影響もあって厳しいという事でした。そういう形で徐々に影響が出ていますので、何とかある一定の目処がつけば、元に戻してほしいというお話もさせてもらっていますので、引き続き市長も行かれていますので、私どもとしても努力していきたいと思っております。</p>
前田委員	<p>以前にもこのJRの件、要望させていただきましたが、亀岡止まりが2本ありまして、なかなか園部まで帰るには京都駅で30分、35分待たないと帰れないという事でその当時の市会議員の方にもお願いしたんですが、なぜ亀岡で止めるのかと。今、八木駅西で事業が進んでいますけども、ここが内林みたいに本当に埋まるのか、この部分がやはり市民の1人として心配する所ですけども、何とか亀岡止まりではなく園部まで行ってもらいたい。利益優遇だけでなく南丹市民の事も、亀岡から並河・千代川も人口増えてますので、何とか園部駅まで時間を待たずに行ってもらいたいです。</p> <p>そうしないと京都市内から通勤・通学の方も、南丹市に入って来られない。それは不便だとよく聞きます。ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
事務局 (中島部長)	<p>今色々な意見がありましたし、谷尻委員からもご報告がありましたように、南丹市としましても減便は重大な問題と考えております。</p> <p>また、亀岡止まりにつきましても色々問題点はあるかと思っておりますが南丹市としましてもこの点について考えていきたいと思っております。</p>
山口会長	<p>他に各委員さんから本議案に関する質問等ございませんか。</p>
野中委員	<p>失礼します。先ほど市長のごあいさつでも、人口が減り続けて3万人を割るかどうかという話がありました。人口減少の中でも特に私が昔から思っている事ですが、市街化調整区域の人口が増えない。これはかなり市全体の人口にも響いていると思っております。これは国や府の施策になると思っておりますけども、例えばお隣の亀岡市などでは去年もありましたけども、市街化調整区域の面積のウエイトが両市とも大きいですよね。その亀岡市の調整区域の中の特定の地域を何か所か限定して、その中で従来は建てられなかった建物や住宅や工場などを当然条件付きであるが、建てられるようにしています。詳しくは覚えていませんが、従来市街化調整区域の中でも地域を限定して条件も付けて、それをクリアできれば、調整区域でも色々な建物が建てられると</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
野中委員	<p>いう施策があります。南丹市としてもそういった事を今後考えているのかお聞きしたいと思います。</p> <p>また、別の事ですけども園部の駅前も3月末くらいでほぼ工事が終わって、やっと西口に負けなくらいの環境になって私自身も喜んでます。そういう事もあってできるだけ人が増える施策をやっていたきたいと思っています。</p>
事務局 (藤林課長)	<p>ご意見ありがとうございます。本日、報告の中で報告第2号になりますが、市街化調整区域における地区計画運用指針の策定についてという事で後で説明をさせていただこうと考えていますが、ご指摘の通り市街化調整区域で現状で言うと農家住宅あるいは農業関連施設しか建てられない状況ですが、この地区計画制度を活用しまして、一般住宅や企業誘致等が可能なように運用していこうという事を考えております。詳細については、後ほどご説明いたします。</p>
山口会長	<p>その他にご意見、ご質問等あれば出していただければと思います。</p>
池上委員	<p>南丹市都市計画マスタープランの改訂案という事で沢山の資料を頂いてまだ十分に読めてないんですけども、私がもう一つ心配なことがあります。関係がないことかもしれませんが、このプランを見ていますと安全・安心のまちづくりというのが大きな方針になっておりますが、10月16日に直下型の大きな地震が来ました。私はびっくりしたのですが、聞いていますと亀岡市の地下10キロくらいが震源でマグニチュード3.9の地震だったと聞いています。</p> <p>この辺りは非常に大きな断層がありまして、福知山から南丹市、亀岡にかけて大きな断層があると聞いています。和知地震とか京都府の南部でも大きな地震が何年か前にありました。こういう事が起こってきますとマスタープランは20年先を見据えたプランと話がありましたが、こういう地震が間近に迫っているのではと私自身心配しております。この地震が来ると大変なことになる。マスタープランの中では70ページに建築物の耐震化とか市街地の防災性の向上などと書いていますが、この耐震化や耐震調査というのをもっと早く実施しないといざという時に大変なことになるのではと思っております。この計画をもっと耐震や災害についての対策をもっと前倒しできないかと考えておりました。そこについての考えをお聞きしたいと思います。</p>
事務局 (中島部長)	<p>耐震化につきましては、営繕課がやっています耐震化事業がございます。昭和56年5月31日以前に建てた住宅につきましては耐震化ができていないという事でその調査等を国、府の事業として補助金をもらって実施しています。年間で大体8件くらいの家屋調査を個人の申請をもらって実施しています。もしその中で耐震化がされていない住宅につきましては国の補助もありますし、申請があれば対応しております。都市計画マスタープランの中でも今後建っていく住宅については耐震化が出来ているものとしています。耐震化出来ていない住宅については、事業を進めていくことについて、土木建築部としても考えていきたいと思っています。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (藤林課長)	何年か前から始めております、橋梁だとか道路等の長寿命化で地震が来ても倒壊しないような調査も土木建築部あるいは京都府、国などで進めておまして、20年後実施するわけではなく、日々の積み重ねで達成を目指しておりますので、日々計画的にそういった橋梁や道路の耐震化、あるいは都市計画としての都市基盤整備をそれぞれ進めていきたいと考えています。
池上委員	心配なことです。早めに対応していただきたいと思います。新しく木造住宅を建てられる時には出来るだけ耐震に対する基準なども含めて積極的に取り組んでいただきたいと思います。
山口会長	<p>その他にご質問等ありませんか。</p> <p>それでは皆様からのご意見も出尽くしたようですので、議案第1号「南丹市都市計画マスタープランの改訂について」は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは異議なしということで認めます。議案第1号「南丹市都市計画マスタープランの改訂について」は原案通り同意することといたします。なお、本日議事としてご審議いただきました議案につきましては、市長へ答申する必要があります。</p> <p>答申書の文言等につきましては会長・副会長に一任して頂きたいと思いますが、この点についてもご異議はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは答申書の作成につきましては私と山内副会長で作成しまして、改めて市長に答申させていただきたいと思います。</p>
(7) 報告事項について	
山口会長	それでは次第の報告事項につきまして、報告第1号「南丹市緑の基本計画の改訂」について事務局より説明をお願いします。
事務局 (藤林課長)	<p>それでは、お手元に配布しております緑の基本計画、これも同じく改訂案の冊子と現行計画からの主な変更内容という事で2部配布させて頂いております。本日配らせていただいたので、目を通してないかもしれませんがご容赦頂きたいと思います。</p> <p>南丹市緑の基本計画につきましては、都市緑地法第4条の規定に基づき定められた計画でありまして、緑地の保全や公園緑地の整備、その他公共公益施設等の緑化推進など、都市の緑全般について目標とする姿と実現するための施策を定めた基本的な計画になります。</p> <p>本計画につきましては、当初平成23年度に都市計画マスタープランと同時期に策定し、今回の都市計画マスタープランの改訂に伴って整合をはかると共に法改正や経年変化に伴う変更を反映したものになります。</p> <p>主な改訂事項につきましては都市緑地法等の改正、あるいは経年変</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (藤林課長)	<p>化に伴う記載事項の見直しとなっています。</p> <p>お手元に南丹市緑の基本計画改訂案および現行計画からの主な変更点をまとめた資料をお配りしております。</p> <p>まず「現行計画からの主な変更内容」の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>1～6ページの改定案をご覧くださいますと法改正に伴う追記・変更、また経年変化による数値の改訂などが主な内容であり、本審議会でご議論いただきました南丹市都市計画マスタープランとの整合が図られていること、また本審議会でお諮りする本市の都市計画に関する大きな事項は含まれていないことから、報告としまして改訂案を委員の皆様にご確認いただきたく思います。</p> <p>特に具体的な改訂内容につきましては、平成29年の都市緑地法の改正に伴い、生物多様性への配慮あるいは生態系ネットワークといった自然環境との調和や都市緑地の重要性などが加わっております。</p> <p>詳細につきましては、申し訳ございませんがそれぞれお時間のある時にご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、本計画につきましては都市計画マスタープランと併せて公表させていただきたいと考えております。</p> <p>以上、簡単ではございますが、南丹市緑の基本計画の改訂についてのご報告とさせていただきます。</p>
山口会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>各委員さんにおかれましては膨大な資料が事前に配布されており、中々お目通し出来ていないかもしれませんが、この件につきましてご質問等ありますでしょうか。</p>
山内副会長	<p>要望なんですけど、事前に資料配布をいただくことによってこの審議会を更に充実させることが出来ると思いますので、今後ともよろしくお願いいたしたいと思います。</p>
事務局 (藤林課長)	<p>大変ご不便おかけし申し訳ございません。今後につきましては審議会前に、資料については送付・配布させて頂くようにいたしますのでご容赦いただきますようお願いいたします。</p>
山口会長	<p>それでは、他に質疑もないようですので、報告第1号「南丹市緑の基本計画の改訂について」は報告を受けました通りでよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ではご異議なしと認めます。続きまして報告第2号「市街化調整区域における地区計画運用指針の策定について」を事務局から説明を願います。</p>
事務局 (藤林課長)	<p>それでは先ほど質疑でもありましたが、市街化調整区域における地区計画運用指針の策定について説明・報告を申し上げます。</p> <p>配布しております資料「市街化調整区域における地区計画運用指針について」をご覧くださいたく思います。</p> <p>先にご審議いただきました都市計画マスタープラン改訂においても申し上げましたが、本市の人口減少に歯止めをかける対策が急務な</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (藤林課長)	<p>課題となっております。都市化を進め、秩序ある整備と計画的な市街地開発を促進する市街化区域と農林漁業との調和を図り、自然環境の保全と農林漁業の振興を図る市街化調整区域の区分によって、高度成長期である昭和の時代から一定経済が成熟した平成の時代へと都市計画の法的な基本的考え方、また法の目指すべき土地利用方針は一定の成果を上げてきました。</p> <p>しかし、日本全体が人口減少時代に突入し、本市においては市街化調整区域を含む農村地域の過疎化が非常に進行しています。</p> <p>資料4ページになります。市街化調整区域においては、都市計画法の規制により主に農林業に関わる建築物、例えば農家住宅以外の建築物が容易に建築できないこともあり、定住化を阻害し、人口の減少に影響を及ぼしていると考えられる事から、本市ではその障壁を取り除く対策として都市計画法で定められました地区計画制度を活用し、集落の維持が困難となっている地域において住居系の建築物の建築が可能となるよう緩和していく方針を定めたところでございます。</p> <p>また企業立地促進の観点から先ほどご説明しました都市計画マスタープランに位置付けた計画的な開発検討エリアについても、市街化区域に編入されるまでの暫定措置としまして工業・流通・業務系の地区計画を定めることを可能とし、計画的な開発を誘導していこうとするものでございます。</p> <p>既に市街化区域内では土地区画整理事業などによりまして整備された区域において地区計画を導入し運用しているところでございます。なお、市街化調整区域ではどこでも地区計画が定められるという事ではなく、先ほどの資料4ページの基本的な考え方にあります市街化調整区域との整合、一定の規模とまとまりのある区域、農林漁業との適切な調整、上位計画との整合などの考え方を踏まえて運用していく事としております。</p> <p>特に定めようとする当該区域の公共施設の整備、例えば上水・下水の新規の整備、あるいは市道の新規の整備などに可能な限り負担がかからないこと。また、一定のまとまりのある区域であること。また、先ほども申しあげました農林漁業との健全な調和という事から関係法令との調整が整っていることが重要となってきます。</p> <p>現在、市街化調整区域に指定されている区域で京都府が指定されました移住促進特別区域内の集落について維持、あるいは小学校の再編により廃校となり今は地域活性化センターとなっている施設の活用、また先ほど申しあげたインターチェンジ付近等の企業立地のためなど、多様に活用が図れる地区計画の活用に向けまして今後この運用指針を公表いたしまして広く市民の皆様へ周知し、希望される地域・集落があれば積極的に相談に応じていこうとするものであります。</p> <p>ちなみに、先ほど申しあげました京都府が指定されている市街化調整区域でなおかつ移住促進特別区域となっているのは南丹市におきましては園部町の川辺地区、摩気地区、八木町の北地区になります。その3地区を本年度にて先駆的にモデル地区を抽出して地区計画の導入に向けて、今現在地元と検討を行っておりまして、いずれかの段階でこの審議会においてもお諮りする時が来ると思いますし、必要に</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (藤林課長)	<p>応じて経過説明などもさせて頂くことになると思いますので、その際はよろしくお願いいたします。</p> <p>総合的にこの運用指針を公表することによりまして、集落維持をしていきたいとする3地区から手がけていき、まずは集落の維持に向けた市街化調整区域の土地利用を展開していくことに何とか拍車を掛けていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
山口会長	<p>ありがとうございました。この報告事項につきましては、先ほど野中委員さんから質問がありましたが、只今の事務局の説明でよろしいでしょうか。</p> <p>他に本件についてご質問等がありますでしょうか。</p>
松本委員	<p>今、事務局からご説明をいただいた件ですけれども、この市街化調整区域の中で住宅が建てられたらいいなという事でおっしゃたとおりだと思うのですが、今回、八木で言えば北地区、園部で言えば摩気、川辺とおっしゃいましたけども、その他の八木であれば公共交通機関の近い西田であるとか、その辺りも積極的に進められたらどうかと私は思いますがいかがですか。</p>
事務局 (藤林課長)	<p>失礼します。おっしゃられるように市街化調整区域は非常に広大な区域面積・集落数がございます。将来的にはそういった所も視野に入れながらも、現状は京都府の条例で定められている移住促進特別区域内でまずは手がけていきたいと考えています。</p>
山口会長	<p>その他ご意見等あればお出しただければと思います。</p> <p>それでは他に意見もないようですので、報告第2号「市街化調整区域における地区計画の運用指針の策定」については異議なしとして認めさせてもらってよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし確認)</p> <p>ありがとうございます。異議なしということで認めさせていただきたいと思います。</p> <p>続きまして報告事項第3号「南丹市の都市計画に関する今後のスケジュール等」につきまして事務局の方から説明をいただきたいと思えます。</p>
事務局 (山下課長補佐)	<p>失礼いたします。それでは南丹市の都市計画に関する今後のスケジュールということでA4横長の1枚ものの資料になります。ご覧ください。</p> <p>それでは報告をさせて頂きます。今後のスケジュールにつきましては、都市計画を主として4つの都市計画決定につきまして予定をしております。</p> <p>まず、1つ目に火葬場の決定についてでございます。こちらにつきましては、現在の火葬場の老朽化に伴います新火葬場の新規都市計画決定でございます。こちらの決定につきまして、審議会にお世話になります。審議会の開催時期につきましては令和4年の2月～3月を予定しています。なお、備考にも書いてありますとおり、12月21</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (山下課長補佐)	<p>日に開催予定の公聴会は、意見口述の要請がない場合は開催しませんので、その場合はこの開催時期が前倒しとなる可能性もありますがご承知おきください。</p> <p>続きまして生産緑地地区の変更についてでございます。こちらにつきましては生産緑地地区の指定解除に伴うものでございます。こちらについての審議会の開催については令和4年2月～3月を予定しておりますのでどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>続きまして用途地域の変更についてでございます。こちらにつきましては、只今ご審議いただきました都市計画マスタープラン改訂に伴う変更でございます。こちらの審議会の開催は、令和4年度中と考えておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>最後に先ほど説明しましたように地区計画について、今作業を進めております。こちらの地区計画の決定がある程度の目処がつきましたら市街化調整区域の地区計画について進めさせていただこうと思っております。こちらの内容につきましては審議会の開催は令和3年度末から令和4年度当初と考えておりますのでよろしくお願ひいたします。</p> <p>簡単ですけれども今後のスケジュールの説明は以上となります。</p>
山口会長	<p>ありがとうございました。只今説明をいただきました今後のスケジュール等につきましてご意見・ご質問はありますでしょうか。</p> <p>それではご意見等はないということで報告第3号「南丹市都市計画に関する今後のスケジュール等」につきましては以上とさせていただきます。</p> <p>事務局の方から他に何かありますでしょうか。</p>
西村委員	<p>終わり間際に申し訳ないです。今、この委員会に参加させて頂いて印象深かったのが野中委員もおっしゃられた市街化調整区域の話です。事務局の方からは、調整区域における地区計画の運用指針ということで、今の都市計画法の中で網目を縫うように定住人口を増やすための施策を取られていくのかなと感じております。先ほど私が申し上げましたとおり、綾部市はもう線引きを外しています。都市計画法というのは昭和43年から、高度成長期に作られたもので人口が増えることを前提としたまちづくりをしていくのが前提となっています。その中で、正直に言いまして都市計画法自身、人口減少の中で時代錯誤というか合っていないのではと思っています。南丹市は人口減少している過疎団体にも指定されています。過疎団体に指定されておきながら、例えば調整区域に他の所の住みたいという人が住めないという現状もありますので、やはり根本的には線引きの見直しという所も議論していく必要があるかと。それにつきましては近畿圏整備法の見直しなどの話にもなっていくので国を巻き込んでという事になりますが、下からボトムアップして、今の南丹市の現状を国や府に訴えていく事が必要なのかと思っていますので、都市計画審議会は諮問機関ですのでボトムアップできるのか分かりませんが、今後の課題として線引きの見直し、近畿圏整備法の見直しを勉強なり議論していく必要があると思いますので、もし可能であればその辺もやっていただけると</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
西村委員	<p>思います。</p> <p>近畿圏整備法がある中で市街化区域においても生産緑地という指定をかけなければいけませんし、八木の中でしたら生産緑地は多くありますので市街化区域としながら、実質的には市街化区域でない地域もありますので、まちづくりの足枷になっている部分も大きいかと思っておりますので、今後の課題としてそういう議論もして頂ければと思います。</p> <p>諮問機関ですので、そこまでの議論は難しいかもしれませんがご検討頂ければと思います。</p>
事務局 (藤林課長)	<p>私どもも京都府と協議をする中でやはり現状の市街化調整区域の性格と昭和・平成の時の市街化調整区域の性格がかなり変わっているという認識はしております。ただ、先ほども言われましたように法というのは非常に厚い壁になりまして、そういった事も踏まえて我々市町村として出来ることをやる。法を使って調整区域に地区計画を使って建築を可能にするという一つの手立てを見出しましたが、全てがそれで解決するものではございません。今後、もしも許されるならお時間を少し頂いて近畿圏整備法や線引きについての研修の時間を設けたいと考えております。</p>
山口会長	<p>本日は非常に貴重な意見を多数寄せていただきましてありがとうございました。これをもちまして、本日の審議日程を終了させて頂きたいと思っております。また、この議事進行につきましてご協力を頂きました委員の皆様がこの場を借りてお礼を申し上げますと共に、今後ともお世話になります但よろしくお願ひいたしたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>それでは事務局の方へお返しをいたします。</p>
(8) 閉会	
事務局 (中島部長)	<p>山口会長ありがとうございました。本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。</p> <p>次第のその他につきましては事務局からは特にございません。委員の皆様からは何かございますでしょうか。</p> <p>ないようですので閉会にあたりまして、山内副会長よりごあいさつをお願いいたします。</p>
(9) 副会長あいさつ	
山内副会長	<p>失礼いたします。</p> <p>本日副会長に選任いただきました山内でございます。委員名簿を見て頂きますと私は学識経験者とありますが、実は行政経験が長いもので学識経験者の枠に入れて頂いたのかなと思っております。本当に経験豊富な委員さんが多くいらっしゃる中で副会長が私で良いのかという本心もございましたが、お受けした以上は誠心誠意務めさせていただきますので山口会長さんを始め多くの委員さんのご指導ご鞭撻を頂きながら務めさせて頂きたいと思っております。</p> <p>また、本日の審議案件が1件、都市計画マスタープランの改訂がございました。都市計画というのは本当に息の長いというか、長期展望に立ったまちづくりを進めていくというものであります。そうした中</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
山内副会長	<p>で、私は人口減少の時代の中でしっかりとしたまちづくりのビジョンを示していく、住民に知らせていくといった事が重要になってくると思います。そうした部分について、この審議会は本当に様々な意見を出していただいてまちづくりの一端を担えるかなと思っております。</p> <p>今後とも今日も非常に活発なご意見を頂きましたけども、引き続きお世話になりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。後になりましたが、コロナウィルス、今現在は感染者数も減ってきておりますけども、私はやはり気を許してしまうと駄目だと思っておりますので、今後も引き続き感染症対策はそれぞれがしっかりと進めていくということで、また、併せてこれから寒くなつてまいりますので委員の皆様方も健康に留意を頂くということでよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、これで閉会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。本日はご苦労さまでございました。</p>
事務局 (中島部長)	<p>山内副会長ありがとうございました。</p> <p>また、色々と不備がございましたことをここでお詫びいたします。</p> <p>これにて第18回 南丹市都市計画審議会を終了させていただきます。長時間にわたり慎重審議を賜りまして誠にありがとうございました。</p>

議事録署名

上記のとおり第18回都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、下記のとおり署名し捺印する。

令和 年 月 日

署名人 谷尻 宣雄

令和 年 月 日

署名人 犬石 圭一
